

令和 7 年 10 月 1 日大雨災害に伴う災害事業者見舞金のお知らせ

このたび、令和 7 年 10 月 1 日発生の大雨により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。塩竈市では、令和 7 年 10 月 1 日の大雨災害により、被害を受けた事業者の方々にお見舞い金を支給いたします。

①支給対象者

下記をすべて満たす事業者に支給いたします。

- (1)市内に事務所又は事業所を構える事業者。 (「事業者」とは消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 2 項に該当するもの。)
- (2)所有する事業所等が、罹災証明書の浸水区分を「建物浸水」で交付を受けたもの。
- (3)令和 7 年 10 月 1 日時点で事業を営んでいたもの。
- (4)暴力団員ではないもの、及び暴力団員と密接な関係にないもの。
- (5)同じ建物で「令和 7 年 10 月 1 日大雨被害による塩竈市災害見舞金」(一般世帯)の支給を受けていないもの。

②支給金額

被災した事務所又は事業者1件につき 50,000 円

③提出書類

- (1)災害事業者見舞金支給申請書(商工観光課窓口で配布します。また、市のホームページからダウンロードできます。)
- (2)罹災証明書(浸水区分が「建物浸水」のもの。)
- (3)本人確認書類(A から 1 点、B の場合は 2 点ご提示ください。)
 - A → 顔写真付きの公的な身分証明書
(運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、障害者手帳、パスポート等)
 - B → 顔写真のついていないもの
(健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証等)
- (4)振込先金融機関口座確認書類(振込口座のコピー等)
- (5)事業を営んでいたことがわかる書類(登記簿謄本、法人設立届出書、開業届、確定申告書、許認可証、定款・規則等)※写し可
- (6)(法人の場合のみ)履歴事項全部証明書

④申請及び請求方法

「災害事業者見舞金支給申請書」に必要事項を記入し、下記担当課までご提出いただきますようお願いいたします。※メール、郵送可

⑤支給方法

「災害事業者見舞金支給申請書」受付後、審査し準備が整い次第、指定した口座に振り込みをします。

⑥受付期限

令和 7 年 12 月 12 日(金)17:15 まで(必着)

【問い合わせ先】塩竈市産業建設部商工観光課商工港湾係 電話 022-364-1124

E-Mail:syoukou@city.shiogama.miyagi.jp